

公取協ニュース

真空採血管の無償提供禁止に関する情報提供調査 平成27年1月中旬に実施

当協議会では、来年1月中旬を目途に会員を対象に真空採血管の無償提供禁止に関する情報提供調査を実施する。同調査は今まで実施してきた自社申告による実態調査と異なり、自社が現在取引している医療機関へ真空採血管の有償化等を進める上で支障を来す他社の情報提供を求める調査となる。ただし、今回の調査は、違反措置を前提にしたものではなく、あくまで改善指導を目的として実施する。

平成25年4月、消費者庁から公正競争規約遵守を更に強化するよう要請を受け、協議会として同年5月から真空採血管の無償提供禁止を柱とする規約遵守活動に従来に倍する決意で取り組んできた。平成27年5月までに真空採血管の無償提供を皆無とし、公正競争規約の完全遵守を達成することを目標に、規約周知の地区協別リーフレットの配布や地区協単位での規約周知説明会の開催、そして、各種調査の実施など諸活動を展開してきた。

公正競争規約の完全遵守に向け残された時間は、あと半年。真空採血管の無償提供禁止に向けた更なる取り組み方針が、9月度の運営委員会において承認され、平成27年5月の通常総会に向け次の活動に着手することになった。

- (1) 現在、自社が取引している医療機関に対し真空採血管の無償提供禁止の活動を推進する上で、支障を来す他社の情報提供を調査する改善指導調査を実施する。情報提供の事実確認及び改善指導は運営委員会の指示の下、事務局が行う。調査実施時期は、平成27年1月中旬頃を予定。
- (2) 各地区協単位で調査委員等を対象に公正競争規約（真空採血管の無償提供禁止を主に）勉強会を開催する。開催時期は、9月～11月を中心に実施。
- (3) 真空採血管の無償提供禁止推進キャンベ

ーンを展開する。期間は11月～平成27年3月。期間中、複数の媒体へ広告（下欄）を掲載するとともに、新たなリーフレットの作成や各地区協別に営業担当者等への勉強会を開催する。

＝規約遵守推進広告＝

**真空採血管など検体の
採取用具の無償提供は
ルール違反です**



当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するために公正競争規約を定め、消費者庁の指導の下、景品類の提供など利益供与による不当な検査受託を禁止しています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し検体の採取用具の無償提供などを行うことは、厳しく禁止されています。

衛生検査所は、ルールを守って社会的責任を果たし、信頼に応えます。

公正競争規約に関するお問い合わせは

衛生検査所業公正取引協議会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館ビル3階
TEL/FAX 03 (3263) 2440

調査委員・営業担当者対象 各地区協議会で勉強会開催

真空採血管の無償提供禁止を柱とした公正競争規約遵守のための勉強会を各地区協議会単位で開催する。同勉強会は、当初、今後の規約違反調査への取組み等について周知を図るものとして、各地区協の調査委員を対象としていたが、会員からの要望で規約遵守を広く、深く徹底するために営業担当者も参加対象としている。各地区協議会の勉強会開催日程は次の通り。なお、関東甲信越地区協議会においては、県支部単位での開催となっている。

地区協名	日時	会場
北海道	11/11 火 12:30	札幌市 ライフオート札幌
東北	11/28 金 15:00	仙台市 青葉区 KKR 仙台
北陸	12/15 月 14:00	金沢市 金沢勤労プラザ 404
関東	(下表参照)	*各県支部単位で開催
中部	12/5 金 17:00	名古屋市 安保ホール
近畿	11/10 月 14:00	大阪市 近畿支部会議室
中国	8/7 木 16:00	福山市 ニューキャッスルH
四国	11/18 火 14:00	高松テレサ
九州	1/15 木	(予定)

支部名	日時	会場
東京	11/20 木 15:30	剛堂会館 1F (東京都・千代田区)
千葉	11/20 木 15:30	剛堂会館 1F (東京都・千代田区)
神奈川	11/20 木 15:30	剛堂会館 1F (東京都・千代田区)
茨城	11/6 木 15:00	レンタルスペーススノア (水戸市)
栃木	11/14 金 14:00	宇都宮市文化会館 4F 小会議室 (宇都宮市)
群馬	10/8 火 14:30	群馬臨床検査センター (前橋市)
埼玉	11/6 木 15:00	徳樹庵 (熊谷市)
山梨	11/19 水 15:00	ジャパンメディカル (中央市)
長野	11/13 木 15:00	ホテル翔峰 (松本市)
新潟	11/5 水 15:30	東区プラザ (新潟市)

全国公取協連絡会議 開く

全国79の公正取引協議会が参加する公正取引協議会連合会主催の平成26年度全国公正取引協議会連絡会議が、10月15日、霞が関の東海大学校友会館で開催された。

午後3時に開催された同連絡会議では、消費者庁、公正取引委員会、関東甲信越の1都9県の行政担当者等から景品表示法の最近の運用状況や独占禁止法を巡る最近の動向について説明、報告がされた。続いて、2公取協から公正競争規約の運用状況について報告があり、質疑応答などを行った後、午後6時散会した。

真空採血管無償提供禁止等についての 今後の取組みフォローアップ調査

本年5月、会員会社112社に対して、真空採血管の無償提供削減のため今後の目標とその実現のための取組方針についての調査を実施したところ、44社が無償提供を取りやめているという結果であった。

そこで本年9月、無償提供を継続している68社について、今後の取組状況等についてのフォローアップ調査を行った。その結果、新たに5社が無償提供を取りやめていたが、63社は無償提供が残っていた。63社の削減状況は次のとおりである。

63社の無償提供削減状況（無償提供を継続している医療機関の数）

3月末	8月末	削減率
38,202 件	26,320 件	31 %

また、63社の削減目標達成のための手段・方法（5月調査における回答）とその取組結果（今回調査における回答）は次のとおりであり、各社とも概ね5月調査で選択した削減目標達成のための手段・方法を実行していることが窺えた。ただ、社内的な取組みであるa～cについては実行割合が高いが、社外的な取組みになるdについては半数の社が取組んでいないという状況であった。

項目	5月調査時の回答 (複数回答可)	取組結果 (今回の回答)
a 営業担当者全員に無償提供禁止の周知文書を配布する	50社	45社
b 営業所長会議において周知徹底する	41	39
c 毎月改善状況を担当役員に報告させる	32	28
d 競合先医療機関に対しては、競合先と再確認して同時に実施する	35	18

なお、自由意見では、医師会など医療機関の団体が理解を示した地域では、比較的スムーズに改善交渉が進むようになったとの意見がある一方、医師会等の十分な理解が得られていない地域においては医療機関との交渉が長期化しているとの意見がある。こうした状況を踏まえ、公取協本部事務局としては、今後も関係機関の協力を得ながら真空採血管の無償提供禁止等への積極的な取組みを進めていくこととしている。

平成25年度における景品表示法違反事件の処理状況

○平成26年7月9日消費者庁発表資料より作成

事件の内容	消費者庁による処理			都道府県による処理
	措置命令	指 導	合 計	指 示
表示事件	45 (37)	349 (256)	394 (293)	64 (29)
景品事件	0 (0)	24 (9)	24 (9)	0 (0)
合 計	45 (37)	373 (265)	418 (302)	64 (29)

⑨「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。()内は平成24年度。

- (1) 消費者庁は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、「措置命令」を行っている。また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。
- (2) 都道府県知事は、景品表示法第7条の規定に基づき、景品表示法違反があると認めるときは、その行為の取りやめなど必要な事項を「指示」している。

○主な事例

(1) 措置命令 (不当表示)

近畿日本鉄道(株)は、運営するホテル等施設において、一般消費者に提供する料理について、例えば、平成25年1月から10月30日までの間、「都ホテルニューアルカイク」と称するホテル内の飲食店「アゼリア」において提供する「土日祝日ランチバイキング」の料理について、同ホテル内に備え置いたチラシに「牛ロース肉のステーキ」と記載するなど、あたかも、当該記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、生鮮食品に該当しない牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用していた。

(編者注：この時期同様なレストラン等のメニューに関する不当表示事案が多数発生したことがきっかけになり、今回の景品表示法の改正(12月1日施行)につながったものと思われる。)

(2) 指導 (過大景品)

△△社は、①医療用エックス線装置を購入した医療機関等に対し、「空気清浄器」(17,000円相当)、「美顔器」(22,227円相当)、「液晶テレビ」(35,334円相当)及び「ブルーレイレコーダー」(34,000円相当)のいずれかを、②運営する店舗への来店を予約した医療機関等に対し、「スチームクリーナー」(22,800円相当)をもれなく提供する企画を実施した。

当該企画により提供する景品類については、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品またはサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えてはならないとされているところ前記の景品類は、この範囲を超えるものであった。

(編者注：公取協の非会員と思われる事業者に対する指導例)

【参考】 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における
景品類の提供に関する事項の制限(平成9年告示第54号)

医療用医薬品の製造又は販売を業とする者、医療機器の製造又は販売を業とする者及び衛生検査を業とする者は、医療機関に対し、医療用医薬品、医療機器又は衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

Q これまでの取引経緯もあって真空採血管等の無償提供禁止を一齐に実施するのは困難が伴う。実施可能な検査所から取り組めばよいのではないか。

A 公正競争規約は、不当な景品類の提供による検査受託を禁止するという業界の公正な取引ルールを定めたものであり、景品表示法に基づき、消費者庁と公正取引委員会の認定を受けたものです。

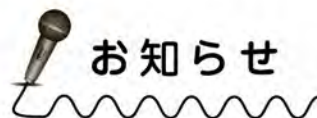
一般に、ある取引において、一社が景品を付けて販売すると競合他社はさらに高額な景品を付けて販売するようになるといわれており、景品類の多寡により取引先が選択されがちであるため、商品本体の競争というよりも景品競争に陥ってしまいます。このようなことを未然に防止するために公正競争規約を設定し、会員が協調して公正競争規約を遵守することを決めたものです。

各社がバラバラに行動しては効果は期待できません。会員が相互に「私も守るのであなたも守る」という考えの下、会員が一齐に同一歩調をとる必要があります。

Q 公正競争規約は会員にのみ適用されて非会員には及ばないと聞いていますが、非会員が不当な景品類の提供を行っている場合どのように対応するのですか。

A 公正競争規約は、景品表示法に基づき消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けたものですが、法律ではありませんので非会員には直接及びません。

しかしながら、消費者庁が、景品表示法に基づいて制定された「医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限（平成9年公正取引委員会告示第54号）」における「正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。」との規定を判断するに際して、公正競争規約の内容が参酌されることになり、間接的に公正競争規約が非会員にも及ぶこととなります。



◇根本幹事 東京都功労者表彰を受賞

衛生検査所業公正取引協議会関東甲信越地区協議会の幹事として、また、日本衛生検査所協議会関東甲信越支部の幹事として、長きに亘って衛生検査所の地位向上、臨床検査の発展に尽くされてこられた根本節夫氏（立川臨床医学研究所代表取締役会長）が、10月1日、東京都功労者表彰を受賞された。同氏は、衛生検査所の精度管理の充実、学術・技術の向上等に寄与され、保健衛生の分野での功績が認められ、今回の受賞となった。



東京都功労者表彰を受章した根本節夫氏

◇公取協30年史 上梓

衛生検査所業公正取引協議会創立30周年事業として編纂に取り組んできた公取協30年の歴史をまとめた「30年のあゆみ」が、9月24日、上梓され会員、関係団体、行政等に配布された。同30年史には、巻末にCD-ROMも付いているので、活用願いたい。



◇公取協ホームページを開設

衛生検査所業公正取引協議会では、9月24日、ホームページを開設した。メインメニューは、①はじめに②規約制度③組織④活動⑤刊行物⑥リンク集の6つとなっていて、①～⑤については、夫々サブメニューがあり、ページの検索もしやすくなっている。同ホームページは、協議会や公正競争規約の内容を早く知りたいとの会員や医療機関等からの要望があり、これに応える一つのツールとして開設した。ホームページアドレスは、次の通り。

URL： <http://www.Kensa-Koutorikyo.org/>

編集後記

調査マニュアルの手順確認のため、過去の運営委員会の審議状況を調べていたところ、「他の医療関係公取協は、徹底した規約運用が行われていると耳にする。当協議会は規約が遵守されていないし、他会員の違反行為に対して黙認しているのではないか。形だけの規約では規約を定めている意味がない。」という発言記録が残っていた。

「相互監視」、あまり良い印象の言葉ではないが、業界事情に精通した会員同士の目による監視は重要。(吉)